

令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務委託公募型企画提案募集要領

1 趣旨

静岡県では、令和 7 年度から「しずおかアボカド産地化プロジェクト」を開始し、本県産アボカドの産地化に向けた栽培研究等の取組を行っている。本事業は、本県産アボカドの産地化や安定的な販路確保を目指し、マーケティング調査及びコンセプト並びに販売方針の作成を行うため、本募集要領に基づき委託業務内容について企画提案を募集する。

2 公告

令和 8 年 8 月 14 日（金）に静岡県農業戦略課ホームページ内「令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務委託公募型企画提案募集について」に掲載する。

3 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県経済産業部農業局農業戦略課 課長 平野亮
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部農業局農業戦略課農業戦略班

4 業務概要

(1) 業務名称

令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務委託

(2) 業務内容

別添「令和 8 年度静岡県アボカドマーケティング調査等業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

5 契約限度額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）※限度額を超えたものは失格とする。

6 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近 1 年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 企画提案参加方法に係る事項

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	令和8年8月14日（金）
質問の受付	令和8年8月20日（木）正午まで
参加表明書の提出期限	令和8年8月25日（火）正午まで
企画提案書の提出期限	令和8年8月31日（月）正午まで
選定対象者の決定通知	令和8年9月1日（火）
選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年9月3日（木）
選定結果の通知	令和8年9月8日（火）

(2) 質問及び回答

質問事項がある場合は、電子メールにて令和8年8月20日（木）正午までの期間に受け付ける。なお、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問は受け付けない。

回答は質問提出期限終了後に一括してホームページ内に公開する。

(3) 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、電子メールにて令和8年8月25日（火）正午までに参加表明書（様式1）を提出すること。なお、参加表明書を提出していない場合は、企画提案書を受け付けない。

参加表明書を提出した応募者には、令和7年度静岡県アボカドマーケティング調査業務委託の成果物を送付する。ただし、提供した成果物は本事業の企画提案書作成にのみ使用し、他の用途に使用してはならない。

(4) 企画提案書の提出

参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出期間	令和8年8月31日（月）正午まで（必着）
提出方法	電子メール、持参又は郵送とする。 （電子メールにて提出した場合は、提出の旨電話連絡すること）
提出先	静岡県経済産業部農業局農業戦略課
提出書類	①企画提案書かがみ（様式2）

	②企画提案書（様式任意） ・日本産業規格 A 4 用紙 20 ページ以内、カラー印刷とする。 ③参加資格確認書類（様式任意） ・会社概要（法人の概要がわかるパンフレット等）、直近 1 年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） ④見積書（様式任意） ・仕様書に基づいた事業の実施に係る費用を記したもの（「〇〇業務一式」としないこと）。 ⑤過去の実績（様式任意） ・類似の流通調査や市場調査、農林水産物におけるブランドコンセプトや販売方針の作成実績がある場合は、それを証明する資料。
提出部数	①、⑤：1 部 ②、③、④：4 部（正本 1 部、副本 3 部） ※電子データでの提出の場合は、副本の提出は不要。
提案件数	企画提案は、1 団体（個人）につき 1 件とする。
留意事項	・上記「企画提案書」の内容については契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により実施内容を決定する。 ・上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。 ・手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ・企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。 ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ・企画提案書を提出した後、辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式 3）を提出すること。 ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。また、条例に基づく情報公開請求の対象となる。 ・次のいずれかに該当する提案は無効とする。 - ア 別途仕様書に定める契約限度額を超えるもの - イ 提出期限を過ぎて提出されたもの - ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの - エ その他企画提案に関する条件に違反したもの ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

（５）選定対象者の決定

ア 企画提案書を提出した者が 5 者を超えた場合は、「エ 選定対象者の選定基準」により書面にて選定し、評価点の高い 5 者を選定委員会の対象とする。なお評価点と同じ場合は、農林水産物におけるブランドコンセプトや販売方針の作成実績、流通調査や市場調査の実績の順に評価点を比較し、順位付けを行う。

イ 選定対象者に選定された者に対しては、令和8年9月1日（火）までに選定通知書（様式4）を電子メールにより通知する。

ウ 選定対象者に選定されなかった者（以下、非選定者という。）に対しては、令和8年9月1日（火）までに選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書（様式5）に記載し電子メールにより通知する。

エ 選定対象者の選定基準

区分	評価の着目点	配点
過去の実績	類似の流通調査や市場調査の実績 ・実績が分かる資料を添付 ① 2回以上 ② 1回 ③ 0回	① 3点 ② 1点 ③ 0点
	農林水産物におけるブランドコンセプトや販売方針の作成実績 ・実績が分かる資料を添付 ① 2回以上 ② 1回 ③ 0回	① 6点 ② 2点 ③ 0点

8 選定に係る事項

（1）選定方法

選定は、静岡県が別に定める委員により組織された選定委員会において、（3）審査基準に基づき審査し、委託予定事業者を選定する。

審査は、提出された提案書及びプレゼンテーションにより行う。

（2）選定委員会

日時	令和8年9月3日（木） ※時間は別途通知
場所	静岡県庁会議室またはオンライン（ZOOM）
所要時間	各提案者 25 分以内（説明 15 分以内、質疑応答 10 分以内）
評価方法	（3）審査基準に基づき、数値（得点）で評価し、契約限度額の範囲内において委託予定事業者を選定する。
注意事項	・企画提案書に基づき説明すること。 ・提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。 ・選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。 ・審査会参加に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(3) 審査基準

評価項目	評価内容	点数
調査内容	・静岡県産アボカドの商品コンセプト及び販売方針の検討に必要な流通条件や、市場ニーズ、他産地の取組を十分に把握できる内容となっているか。	25
コンセプト及び販売方針の作成	・調査結果等を踏まえ、実現性や具体性のあるコンセプト及び販売方針を作成できる提案となっているか。	25
企画提案力	・本業務の趣旨を踏まえ、販売促進につながる企画提案となっているか。	20
実施体制	・業務遂行に必要な人材を配置するなど、業務を確実に実施し、期限内に履行できる体制を整えているか。	10
実現可能性	・具体的かつ実現可能な提案内容や実施手順・スケジュールが示されて、仕様書の要件を確実に満たし、実現可能な企画となっているか。	10
経費見積もりの妥当性	・提案内容は、費用対効果の観点から効果的か。 また、見積額及び積算内訳、根拠は適当か。	5
社会的取組	・社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等、SDGsの達成に向けた取組）に積極的か （例：えるぼし認定（厚生労働省）等）。	5
計		100

(4) 選定結果の通知

- ・選定結果は、電子メールにて全ての応募者に令和8年9月8日（火）までに通知する。
なお、委託先として選定した事業者はホームページ内に公表する。
- ・非選定通知を受け取った者は、令和8年9月8日（火）から9月15日（火）までの期間内で、電子メールにて非選定理由について説明を求めることができる。

9 契約方法

- ・静岡県と契約候補者は協議により、企画提案書の内容に基づき委託業務に係る仕様を確定させ、見積書を徴する随意契約を行い、契約を締結する。
- ・契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

10 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図

的に開示してはならない。

- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、若しくは公募の執行を延期し、又は取りやめることがある。

11 提出先及び問合せ先

静岡県経済産業部農業局農業戦略課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁東館9階）

電 話 054-221-3611 FAX 054-221-2839

メール nougyousen@pref.shizuoka.lg.jp